

様式第3号(第4条関係)

修学資金貸与契約書

貸主茨城県知事(以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)とは、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次の条項により契約を締結する。

(貸与)

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- 2 修学資金は、年4回に分けて、おおむね6月、9月、12月及び3月に交付するものとする。
- 3 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が養成施設を卒業する日又は大学院の修士課程を修了する日の属する月の末日(次条の規定によりこの契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。
- 4 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除することができる。

(貸与の休止及び保留)

第3条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 甲は、乙が正当な理由がないにもかかわらず、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和37年茨城県条例第47号。以下「条例」という。)第10条の規定による学業成績表及び健康診断書の提出の求めに応じなかつた場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(修学資金の返還)

第4条 乙が、養成施設(条例第1条に規定する養成施設をいう。以下同じ。)を卒業し、又は大学院の修士課程を修了した日(第2条の規定によりこの契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して、養成施設に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「養成施設修学生」という。)である場合にあつては貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「修士課程修学生」という。)である場合にあつては10年以内に年賦返還、半年賦返還、月賦返還又は一時返還のいずれかの方法により、修学資金に第1条第3項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。この場合において、返還すべき期間に、第3条第1項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間があるときは当該期間を除き、第6条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由に該当したことにより返還の債務の履行が猶予された期間があるときは当該期間を加えるものとする。

(遅延利息)

第5条 乙は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合(条例付則第2項の規定が適用される場合にあつては、同項に規定する割合)で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、甲は、やむを得ない事由があると認めるときは遅延利息を減免することができる。

(返還債務の履行の猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第2条の規定により貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設又は当該修士課程に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業後更に他種の養成施設において修学し、又は当該修士課程を修了後更に博士課程において修学しているとき。
- (3) 養成施設修学生であつて、看護職員不足地域に存する医療機関等(条例第1条の2第1項に規定する看護職員不足地域に存する同条第2項に規定する医療機関等をいう。以下同じ。)において看護職員の業務に従事しているとき。
- (4) 修士課程修学生であつて、当該修士課程を修了後、看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事し、引き続き当該業務に従事しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還の債務の履行を猶予する必要があると認めるとき。

(返還債務の免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設修学生であつて、当該養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した場合で、引き続き当該業務に従事した期間が5年に達したとき。
 - (2) 修士課程修学生であつて、当該修士課程を修了した日から1年以内に看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した場合で、引き続き当該業務に従事した期間が5年に達したとき。
 - (3) 前条第3号若しくは第4号に規定する業務従事期間中又は同条第5号に掲げる事由により業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに至つたときは、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和37年茨城県規則第99号。以下「規則」という。)第13条第3項に規定する算出方法により、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 養成施設修学生が看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
 - (2) 死亡、規則第13条第4項に規定する程度以上の災害又は疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなつたとき。

(連帯保証)

第8条 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があつたときは、直ちに、規則第5条第2項に規定する修学生保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(報告等)

第9条 乙は、甲が必要とする報告をし、又は調査を受けるとともに、甲の指示があつた場合は、これに従うものとする。

(契約の履行)

第10条 前各条に定めるもののほか、乙は条例及び規則の定めるところにより、その業務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指定するところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 印

乙 住 所
(電話)
氏 名 印

連帯保証人 住 所
(電話)
氏 名 印
本人との関係

連帯保証人 住 所
(電話)
氏 名 印
本人との関係